

本宮市原料米等価格高騰支援事業補助金 よくあるご質問 (Q & A)

2026/2/27現在

番号	分類	質問事項	回答
1	種類・計算方法	米粉や原料米の種類ごとに計算できないのか？	本補助金は、原料米等の価格高騰分の一部について包括的に支援するものとなります。手続きの簡素化と公平性の観点から、米粉・原料米について詳細な種類ごとの提出ではなく合算して計算してください。
2	種類・計算方法	上新粉と白玉粉やうるち米やもち米では価格が異なるが、合算でよいのか？	本補助金申請にあたっては、種類を問わず米粉・原料米を合算しての平均単価を用いて全体の価格高騰を反映した補助額を算出する方法を取っているため問題ありません。
3	種類・計算方法	種類ごとに計算した方が補助額が多くなるもしくは少なくなるのだから？	本補助金は価格高騰分の一部を包括的に支援するものであり、すべての事業者様に統一した計算方法で申請していただきます。状況によってはそういった場合が出る可能性はありますが、種類ごとの計算方法は採用しておりませんのでご了承ください。
4	種類・計算方法	各年度の仕入単価とあるが、種類によっては年に数回値上がりしているものもある。その場合は厳密に計算したほうがよいのでは？	本補助金はあくまでも年度ごとの仕入量・額の総量・総額の差によって高騰額を算出する方法となっていることから年内に複数回の値上げがあった場合でも補助金計算上で支障はありません。
5	種類・計算方法	平均単価の計算方法を詳しく教えてほしい。	平均単価の計算方法は以下のとおりです。 令和6年度：仕入費用の合計 ÷ 仕入数量の合計 = 平均単価 令和7年度：仕入費用の合計 ÷ 仕入数量の合計 = 平均単価
6	種類・計算方法	小数点以下の処理は切り捨てか四捨五入か？	小数点以下は切り捨ててください。
7	仕入れの内容・数量構成	令和6年度と令和7年度で仕入れる米粉や原料米の種類を変えたが問題ないか？	問題ございません。 各年度に仕入れたすべての米粉・原料米の総量・総額を基にそれぞれ記載、計算していただければ問題ありません。
8	仕入れの内容・数量構成	令和6年度は上新粉だけ、令和7年度は白玉粉も追加したがよいか？	問題ございません。 それぞれの年度で仕入れたすべての米粉を合算して記載してください。原料米も同様です。
9	仕入れの内容・数量構成	令和6年度は白玉粉を多く使っていたが、令和7年度は上新粉に切り替えた。問題ないか？	問題ございません。 それぞれの年度で実際に仕入れた内容を記載してください。原料米も同様です。
10	仕入れの内容・数量構成	令和7年度に新しい種類の米粉や原料米を使い始めたが、補助対象になるか？	補助対象になります。 令和7年度に仕入れたすべての米粉を合算して記載してください。原料米も同様です。
11	仕入れの内容・数量構成	令和6年度に使っていた米粉を令和7年度は使わなくなったがよいか？	問題ございません。 それぞれの年度で実際に仕入れた内容を記載してください。
12	仕入れの内容・数量構成	仕入先を変更したが問題ないか？	問題ございません。 仕入先が変わっても、令和6年度と令和7年度の仕入単価の差額が補助対象となります。
13	仕入れの内容・数量構成	仕入数量が大きく変わったが問題ないか？	令和7年度の仕入数量は、令和6年度の仕入数量が上限となります。 令和7年度の仕入数量が令和6年度を上回る場合は、令和6年度の数量を使用して計算してください。
14	仕入れの内容・数量構成	令和6年度：1,000kg、令和7年度：1,200kg仕入れた場合は？	令和7年度の仕入数量は令和6年度を上限としますので、計算には1,000kgを使用してください。
15	仕入れの内容・数量構成	令和6年度：1,000kg、令和7年度：800kg仕入れた場合は？	令和7年度の実際の仕入数量800kgで計算してください。

本宮市原料米等価格高騰支援事業補助金 よくあるご質問 (Q & A)

2026/2/27現在

番号	分類	質問事項	回答
16	添付書類・証明書類	種類ごとに請求書が分かれているが、どうすればよいか？	添付いただく資料は、米粉・原料米の仕入量と仕入額が両方確認できるものであれば問題ありません。審査の際に、合計量・額が正しいかどうか確認させていただきます。 例：支出確認書類⇒領収書、振込明細書等 仕入量・額確認書類⇒請求書または納品書等
17	添付書類・証明書類	請求書に種類が書いていないが問題ないか？	添付いただく資料は、米粉・原料米の仕入量と仕入額が両方確認できるものであれば問題ありません。審査の際に、合計量・額が正しいかどうか確認させていただきます。 例：支出確認書類⇒領収書、振込明細書等 仕入量・額確認書類⇒請求書または納品書等
18	添付書類・証明書類	納品書しかないが、請求書は必須か？	仕入年月日、仕入金額、仕入数量が分かる書類であれば、納品書でも問題ありません。ただし、支出が完了していることが確認できる書類（領収書、振込明細等）も併せて添付してください。
19	添付書類・証明書類	スーパー等で臨時的に仕入れた場合のレシートは領収書としてよいのか？	仕入年月日、仕入金額、仕入数量および米粉または原料米であることが分かれば問題ありません。
20	添付書類・証明書類	米粉だけでなく、他の材料も一緒に仕入れを行うため米粉だけの領収書がないがどうすればよいか？	補助対象以外の材料を含む領収書のみの場合であっても、補助対象の仕入量・額確認書類（請求書または納品書等）と相違なければ問題ありません。
21	添付書類・証明書類	領収書を紛失してしまったが、どうすればよいか？	仕入先に再発行を依頼していただくか、振込明細や通帳の写しなど、支払いが確認できる書類を添付してください。
22	添付書類・証明書類	領収書は1年間の仕入をまとめた1枚でもよいのか？	補助金額積算にあたっての確認資料として米粉・原料米の年間（月別等）の仕入数量を示せる資料（請求書、納品書等）を添付いただければ問題ありません。
23	添付書類・証明書類	請求書および納品書がなく、領収書のみしかない場合どうすればよいのか？	原則請求書もしくは納品書の添付は必須です。ただし農家等からの直接仕入を行っている等の特別な事情がある場合は個別にご相談ください。
24	添付書類・証明書類	請求書に消費税が含まれているが、税抜で計算するのか？	税抜の金額で計算してください。
25	添付書類・証明書類	請求書が英語表記だが問題ないか？（輸入品の場合）	輸入品の場合は、英語表記でも問題ございません。ただし、内容が確認できるよう、必要に応じて日本語の補足説明を添付していただく場合があります。
26	添付書類・証明書類	電子請求書（PDFデータ）だが、どうすればよいか？	電子請求書を印刷して添付してください。ただし、種類、仕入量・額が分かるものに限りです。
27	原料米と米粉の両方申請	原料米と米粉の両方を使っているが、どうすればよいか？	原料米と米粉の両方を申請することが可能です。 その場合は、 ・様式第1-2号（その他事業者用）で原料米を申請 ・様式第1-3号（米粉用）で米粉を申請 の両方を提出してください。 ただし、上限額は合算で150万円となります。
28	原料米と米粉の両方申請	原料米で100万円、米粉で80万円申請したいが、どうなるか？	合計180万円となりますが、上限額は150万円ですので、補助額は150万円となります。原料米と米粉の両方を申請する場合であっても、上限額は合算で150万円です。
29	原料米と米粉の両方申請	原料米と米粉、別々に申請できるか？（時期をずらして）	合算で150万円の補助上限がある関係から原料米と米粉の両方を申請する場合は、同時に申請していただく必要があります。また、一度申請した後に、追加で申請することはできません。（1事業者1回限り）
30	原料米と米粉の両方申請	原料米だけ先に申請して、後から米粉を追加申請できるか？	合算で150万円の補助上限がある関係から原料米と米粉の両方を申請する場合は、同時に申請していただく必要があります。また、一度申請した後に、追加で申請することはできません。（1事業者1回限り）

本宮市原料米等価格高騰支援事業補助金 よくあるご質問 (Q & A)

2026/2/27現在

番号	分類	質問事項	回答
31	複数施設・複数事業	市内に2つの施設があるが、どうすればよいか？	同一事業者が市内に複数の同業種施設を有する場合は、すべての施設の仕入れを合算して申請してください。上限額は1事業者150万円です。
32	複数施設・複数事業	本宮市と他市町村に施設があるが、どうすればよいか？	本補助金は、本宮市内の施設で使用した米粉・原料米が対象です。他市町村の施設で使用した分は対象外となりますので、本宮市内の施設で使用した分のみ申請してください。
33	申請時期・申請方法	既に令和7年度の仕入れが終わっているが、実績申請でよいか？	すでに令和7年度の仕入れが終わっている場合は、実績申請（確定払）で申請してください。申請期限は令和8年4月30日（木）までです。申請書および必要書類（支出確認書類、数量確認書類等）を添付して申請してください。
34	申請時期・申請方法	まだ令和7年度の仕入れが終わっていないが、どうすればよいか？	令和7年度の仕入れが完了していない場合は、概算払申請（見込み）で申請することができます。概算払申請の場合、早期交付が可能です。申請期限は令和8年3月31日（火）までです。概算払で申請した場合は、後日、実績報告書を提出していただき、差額がある場合は精算させていただきます。
35	申請時期・申請方法	概算払申請の場合、早期交付とあるが、申請方法次第で支払いまでの日数に差があるのか？	事務処理における日数に差はありません。概算払の場合、令和7年度の仕入れが完了する前に申請できるため実績申請よりも早期に補助金を受け取ることが可能です。
36	申請時期・申請方法	概算払申請と実績申請、どちらがよいか？	すでに令和7年度の仕入れが完了している場合は、実績申請をお勧めします。まだ仕入れが完了していない場合で、早期に補助金を受け取りたい場合は、概算払申請をご検討ください。概算払申請の場合は、後日、実績報告書の提出が必要です。
37	申請時期・申請方法	概算払申請した後、実績が見込を下回った場合はどうなるか？	実績報告書を提出していただき、実績に基づいて補助額を確定します。見込みより実績が下回った場合は、差額を返還していただきます。逆に、実績が見込を上回った場合は、追加で補助金を交付いたします。（ただし、上限150万円まで）
38	申請時期・申請方法	概算払申請した後、実績報告書の提出期限はいつか？	実績報告書の提出期限は、令和8年4月30日（木）までです。令和7年度の仕入れが完了したら、速やかに提出してください。
39	申請時期・申請方法	郵送で申請したいが、どこに送ればよいか？	以下の住所に郵送してください。 〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212 本宮市役所 産業部 商工観光課 宛
40	申請時期・申請方法	申請書を提出した後、修正できるか？	交付決定前であれば、修正が可能です。速やかに商工観光課までご連絡ください。交付決定後の修正は、原則としてできませんので、申請前に内容をよくご確認ください。
41	酒類製造業(県補助金との関係)	福島県補助金を受けているが、どのように計算するのか？	酒類製造業者は、福島県補助金を差し引いた額が対象です。
42	酒類製造業(県補助金との関係)	福島県補助金をまだ受け取っていないが、申請できるか？	福島県補助金の額の確定を受けている場合は、申請可能です。福島県の補助額の分かる書類の写しを添付してください。
43	その他	令和6年度の仕入れがない場合は申請できないか？	令和6年度の仕入実績がない場合は、価格高騰の比較ができないため補助対象外となります。令和6年度と令和7年度の仕入単価の差額が補助対象です。
44	その他	価格が下がった場合は補助対象外か？	令和7年度の単価が令和6年度の単価より下がった場合は、価格高騰がないため、補助対象外となります。
45	その他	補助金の振込はいつ頃か？	交付決定後、請求書を提出していただき、審査が完了次第、指定の口座に振り込みます。通常、請求書提出から1ヶ月程度で振り込まれます。
46	その他	補助金は課税対象か？	補助金は、原則として法人税・所得税の課税対象となります。詳しくは、税理士または税務署にご相談ください。

本宮市原料米等価格高騰支援事業補助金 よくあるご質問（Q&A）

2026/2/27現在

番号	分類	質問事項	回答
47	その他	来年度も同じ補助金があるか？	本補助金は、国の交付金を活用した令和6年度と令和7年度の価格高騰を対象とした単年度の補助金です。来年度以降の実施については、現時点では未定です。
48	その他	申請したが不交付となる場合はあるか？	以下の場合、不交付となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者の要件を満たしていない ・価格高騰が認められない（価格が下がっている） ・添付書類に不備がある ・虚偽の申請
49	その他	申請を取り下げることができるか？	交付決定前であれば、申請を取り下げることができます。取下書を提出してください。交付決定後の取り下げは、原則としてできません。
50	その他	補助金を受け取った後、返還する必要がある場合はあるか？	以下の場合、補助金の返還が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の申請が判明した場合 ・見込申請で、実績が見込を下回った場合（差額を返還）